

三位一体改革の推進に関する緊急アピール

平成 16 年度は三位一体改革の初年度であり、真の地方自治確立のための重要な出発点であったが、政府は、地方分権改革の最大の課題である税源移譲については、極めて不十分な措置に止め、地方交付税のみを突出して削減するなど国の財政再建を優先とした三位一体改革を強行した。

このため各都市の新年度予算は、これまで以上に徹底した行財政改革や事務事業の抜本の見直しなどにより歳出を削減するとともに、財政調整基金等の取り崩しにより、ようやく収支尻を合わせる非常事態に陥った。

本年 6 月、「骨太方針 2004」が示されるが、政府はこうした都市自治体の厳しい危機的な状況を十分に認識し、地方分権の理念に立った自主・自立に繋がる三位一体改革を推進されるよう、次の点を強くアピールする。

- 一、昨年、閣議決定した「骨太方針 2003」で示された平成 18 年度までに 3 年間で概ね 4 兆円規模の改革を行うという方針は不十分であり、真の地方分権の確立を図るため、当面、国税対地方税の割合、1 対 1 の実現を目指すこと。その際、個人住民税、地方消費税等の基幹税を早急に税源移譲すること。
- 一、国庫補助負担金の廃止に当たっては、同時に基幹税による税源移譲を確実に行うとともに、国の法令等による基準を弾力化するなど国の関与を廃止・縮小し、都市自治体の自由度の拡大を図ること。
- 一、地方交付税については財源調整と財源保障の両機能を強化しつつ、都市が担う行政サービスの実態を的確に反映し、必要な総額を確保することとし、一方的な削減は行わないこと。
- 一、三位一体改革の全体像、年度別内容・規模など改革の工程表を早急に明らかにすること。その際、都市の意向を十分に反映させること

平成 16 年 4 月 14 日

全 国 市 長 会

パネルディスカッション参加市長一同